

議案第 74 号

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び三田市教育委員会  
教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び三田市教育委員会教育長の給  
与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 28 年 11 月 28 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び三田市教育委員会  
教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例(昭和31年三田町条例第  
17号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成24年4月分から平成24年9月分まで」を「平成29年  
1月分から平成31年7月分まで」に改める。

(三田市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 三田市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和31年三田町条例第  
20号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成24年4月分から平成24年9月分まで」を「平成29年  
1月分から平成31年7月分まで」に改める。

付 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。